

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 所得税関係通達の改正

**Q** : 所得税関係の通達が改正されたそうですが、内容を教えてください。

**A** : 平成13年度の改正に伴う取扱いの整備が主な内容です。

### 【解説】

国税庁はこのほど、所得税関係の2本の法令解釈通達を一部改正しました。

まず、所得税基本通達の改正では、「繰延消費税額等につき相続があった場合の取扱い」が新設され、死亡の日以後の必要経費算入の方法が定められています。また、減価償却関係では、「年の中途で譲渡した減価償却資産の償却費の計算」が新設されていますが、これは、個別通達が廃止され基本通達に取り込まれたもので、取扱いの趣旨に変更はありません。その他、貸倒引当金関係で、個別評価貸金等の範囲が改正されたことなどに伴う整理が行われ、社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除では、確定拠出年金の個人型年金加入者の支払う掛金が控除対象とされたことに伴う見直しが行われています。

もう1本の措置法通達については、住宅ローン控除関係で、「住宅借入金等の合計額が家屋等の取得の対価の額等を超える場合」に、住宅取得資金の贈与特例と住宅ローン控除特例の両方の適用を受けている場合の留意点が新たに明記されているほか、地震防災対策用資産の特別償却や事業革新設備等の特別償却、低開発地域等の工業用機械等の特別償却、優良賃貸住宅等の割増償却制度について、所要の整理が行われています。

